

# 商人ギルドメンの義務

松 崎 實 次

## 一、納税義務

### 一、規約遵守の義務

## 一、納税義務

私は前號に於て、商人ギルドの組合員が努力の結果、商業獨占權免稅權・小賣獨占權・優先賣買權及購買物分配權等の特權を得て、彼等が最も重要視したる經濟的目的を達成せんとしたことを述べた。ギルドメンは之等の特權に依つて商的活動が自由且つ有利に行はれ、之等の特權あるに依りて彼等の富が増大せられたのである。然しながらかなり勢力があり、従つて我儘な振舞をなした彼等と雖も、特權ばかり得て何等の負擔を負はぬといふ譯にはゆかぬのである。此負擔は即ち彼等の義務であつて、本號に於ては此點に就て述べんとするのである。彼等の義務も決して一、二に止まらなかつたが、其中最も重要なものは市當局に市民と同様に一種の税を納めなければならなかつたことである。私は前號に於て免稅權に就て述べたが、之はギルドメンの取扱商品に對して税が賦課されないといふ迄のことであつて、ギルドメンが一切の税を免除されたといふのではないことは、讀者の知らるる處であらう。<sup>註</sup>

註 商工經濟研究第四卷第一號拙稿五頁——七頁參照

今茲に言ふ納税の義務は都市に於て其住民全體の福利を圖る爲めに或は土木工事を起すとか、或は衛生設備をするとか又は教會を建てるとかいふ様なことの爲めに金錢の必要を生じたる時に其住民たる市民は其費用を負擔するのであるが、ギルドメンも亦ギルドメンたるが爲めに納税を免除せらるゝことなく、一般住民と同様に自己の財産高に應じて納税しなければならなかつたのである。此種の税を納めることを中世紀には *to Scot and Lot* とか或は *to be in Scot and Lot* とかいふ風に言ひ表されてゐた。古くは *Scot and Lot* とは異なる意味に用ひられた。即ち *Scot* は納付せられたる貨幣の意に、*Lot* は納税の割宛率の意であるといふ學者もあり、又十八世紀に至つてさへも此兩者が區別して用ひられた例はあるけれども、中世紀に於ては *scot and Lot* で一般に各種の税を包含した意味に用ひられたのである。とグロス氏は言ひ、幾多の例證を擧げて説明してゐる。註

註 Gross, *The Gild Merchant* Vol. 1, PP.53—54 特に註に注意。

T. Smith, *English Gild* P.346に次の如く述べてゐる。參考となると思ふから原文を左に掲げよう。

• What follows from being one of the Body of a Parish is, the Liability to two distinct things.....These two things are, bearing a Lot and Paringy Scot. That is to say;—each inhabitant is bound to fulfil such personal duties, for and on behalf of the whole Body, as shall be allotted to him by that whole Body: he is also bound to pay his share of scot (shot) towards every general tax.

ヘーステインズHastings(イングランドのサセックス州に於ける東南岸に位する小都市)に於ては自由民たら

んとする時には誓ひを立てることになつて居たが、其誓ひの言葉の中に「若し共同の利益の爲めに税を賦課するの必要があるなれば自分は其れを負擔する」といふ文句があり、又ペヴンセー Devensay (ヘースティングスより西南にあり) に於ても同様なる誓言の中に「私の力に應じて、定められたる分量の物件動産を以て納税する」といふ意味の言葉が記録として残されてゐる。

註<sup>1</sup> 'to scot and Lot if there should be any taxes for the common good'

註<sup>2</sup> 'I will lot and scot with my goods and chattels to the community, in the quantity that I shall be assessed' according to my power'

右註<sup>1</sup>及註<sup>2</sup>は Gross. The Guild Merchant P. 55 以下引用

商人ギルドの組合員が、彼等の特權の維持擁護の爲めに注意を拂ひ努力をなしたことは既に述べた所であるが其一方法として彼等は或は君主や皇后に、或は又大臣や領主などにも賜物をなすことを忘れなかつたのである。而して如斯金銭や物品の贈與がよく彼等の心を動かさし、一部階級の利益を圖り得たことは歐洲經濟史を繙く者の等しく認める所である。我が國に於ても身高位高官にありながら能く此誘惑に打勝ち得ず、世を損ひ身を滅したるの例は單に歴史に求め得らるゝのみならず、現代に於ても尙多々之を知るは残念なことである。特に政治に志し、宗教に生きんとする者にして而も尙此目前の利益に動かされる者の多いのは遺憾千萬である。誠に此輩は天下を害し、人生を毒する者と言はなければならぬ。英國のレスター Leicester 市民やリンコルンの大僧正の寺

領の借地人などの商人ギルドのメンバーは此方法に依りて特權の獲得及び其確保に成功したものである。而して彼等は商人ギルドの諸特權を獲得したるに對して身分に應じて納税するの義務を有してゐたことは、他の地方のギルドメンバーと同様である。

既に十三、四世紀頃に至れば商人ギルドはよく發達しギルドメンの中には手廣く商業を營む者も多くなるにつれて、巨萬の富を貯ふるブルジョアが澤山出來たのである。そこで市當局で大金を要する様な事件が起り事情が生じた場合には、一般市民にも其入費を負擔せしめたけれども、主としてギルドメンの出金によりて事を處理するを常としたのである。此意味に於てギルドメンは都市の支持者であり恩人である。當時一般市民やギルドメンが市當局から受けた保護は非常なものであつたことも事實であるが、市民やギルドメンが所屬都市を愛し、其發展に盡したことも亦事實として忘れてはならぬ。右の如くギルドメンが巨額の金錢を提供して市當局の要求に應じ都市發展の實蹟を擧げ得たる事實は、吾人をして彼等が如何に愛市の精神を強く持つてゐたかといふことを推知せしむるに足るのである。

當時尙ほ王權甚だ強く、國王は殆んど思ふがまゝに課税徴收するを得たので人民は其重税に苦しみ、彼等の所屬都市の維持さへ困難を來たす有様であつたから、ヘレフォード Hereford (英國中西部にあり) に於ては「少くとも吾々の都市を維持するに足る丈の富を残して課税して貰はなければならぬ」と叫ぶ者を生じた程であつて、此點から見ても亦市民が彼等の爲めに如何に意を用ひたかを知ることが出来るのである。

ギルドメンは經濟的援助を都市に與へるに従つて、彼等の都市に對する勢力は漸次加はり、遂に市政に參與せんとする野心を抱き、更に進んでは市政の實權を彼等の手に收めんとして市當局と争ひを生じ、勝利を博するに至つたのであるが、此ことに關しては後日詳論する時があるであらう。兎も角市當局はギルドメンから財政的援助を受け、而して其度合が強くなるにつれて市當局の勢力は漸次ギルドメンに移つていつたといふことは注意して置いてもらひたいのである。丁度我が國でも徳川時代の末期に至り武士階級に財政窮乏の爲に苦しむ者が多く、武士の體面さへ保てぬ状態に陥つたので、従來輕蔑してゐた商人階級から借財をなし、からくも武士たるの面目を保つてゐたのであつた。けれども武士階級は多年封建制度の下に養はれて來た「武士の精神と態度」とを急に捨てるには忍びなかつたのである。それ故に外見上は武士階級の生活は依然として昔日のそれと變りはない様であつたけれども、實質的、内面的には武士の精神にも態度にも甚だしく變化が起つたのである。即ち之迄は武士階級は社會の最上位にあるものと考へられ、商人階級の如きは武士階級からは社會の最下位にあるものとして輕蔑せられてゐた許りでなく、商人階級も亦自らの身分は卑賤なものであると考へてゐたのに、今や商人階級は武士階級の後援者であり、救ひの神となつたのである。その爲めに武士階級は表面上ではえげげながらも裏面では商人階級に頭を下げてゐる状態となつて、自然武士の勢力が商人に移つていつたのである。こは丁度中世の都市當局がギルドメンから金錢的援助を受けてゐる間に其勢力がギルドメンに移つていつたのと其軌を一にしてゐるのである。

## 二. 規約遵守の義務

商人ギルドメンの義務

凡そ人々が團體を組織して活動し、團體組織の目的を達成せんが爲めには、種々の規約を作らねばならぬのは言ふ迄もないことである。商人ギルドに於ても亦同様にギルドメン全體の利益を圖る爲めに、數多の規約が設けられたのである。古來國家の法律でさへも制定せられた丈で人民が之を遵守せず、又政府も之を遵守せしめんとする努力の少かつた爲めに、其實績の擧らなかつた例は法制史などに見らるゝ所である。斯くの如んば百千の法律や規約が作らるゝと雖も之なきに等しい。そこで商人ギルドに於ては一度作られた規約なり申合せなりは、必ず之をメンバーに遵守せしめたのであつて、場合によりてはギルドに加入するに際して、ギルドの規約を遵守すべしとの誓ひをなさしめたのである。右の様な次第であるから、ギルドメンは各々自分の爲めに自己が最善と考ふる方法に依つて其利益を追及することは出来るけれども、それはメンバー共同の利益を侵害せぬ範圍内に於てのみ興へられたる自由であるといふことをよく知つて居つた。従つて共同利益の爲めに作られたる規約には、絶對に從はねばならぬといふ精神を多分に持つて居たのである。若しギルドの規約を無視した行動をする者があれば其程度や事情等によりて或は營業の停止を命じ、或は罰金を課し又は除名をさへ斷行したのである。凡そ團體生活に於てメンバー全體の利益の爲めに作られたる規則は一方に於ては當局者に之を必ず遵守せしむる丈の熱と力とがあり他方にはメンバー全體が之を嚴守するといふ精神を持つてゐることが、規則を作つた目的を達する爲めに最も重要なことである。中世に於ける商人ギルドの規約がよく遵守せられたのは此兩方面に於て遺憾なかりし爲めであつたと信ずる。(昭和四、四、一八)